

○香美市空き家バンク制度実施要綱

平成24年8月28日

告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市における空き家の情報収集及び情報発信を行い、その有効活用により、本市への移住を促進し、さらには定住へつなげることを目的とし、香美市空き家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に個人が居住等を目的として建築したが、現に居住等していない（近日中に居住しなくなる予定のものを含む。）住宅、併用住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、本市への定住を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介するための空き家情報登録制度をいう。

(運用上の注意)

第3条 この告示は、香美市空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報の提供を行おうとする所有者等は、香美市空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び香美市空き家バンク登録書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の登録の申込みを受けた場合で、その内容の確認及び現地調査等により、適当であると認めるときは、空き家バンクに登録するとともに、香美市空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、高知県を通じて公益社団法人高知県宅地建物取引業協会と社団法人全日本不動産協会高知県本部の中から登録のあった空き家を取り扱う不動産業者（以下「担当不動産業者」という。）を決定する。
- 4 市長は、第2項の登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが好ましいと認められるものは、その所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく香美市空き家バンク登録変更届（様式第4号）に変更箇所を記載した香美市空き家バンク登録書（様式第2号）を添えて、市長に届け出なければなら

い。

(空き家バンクの登録の取消)

第6条 市長は、空き家バンクに登録した空き家に係る所有者等に異動があったとき又は香美市空き家バンク登録取消申請書(様式第5号)が提出されたときは、当該空き家バンクの登録を抹消するとともに、香美市空き家バンク登録取消通知書(様式第6号)により当該物件登録者に通知するものとする。

(情報公開)

第7条 市長は、必要に応じて空き家バンクに登録された情報の一部を香美市ホームページに公開する。

(空き家バンクの利用登録)

第8条 空き家バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、香美市空き家バンク利用申込書(様式第7号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあった場合は、その内容等を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンクに登録された情報を提供するものとする。

- (1) 空き家に定住し、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できると認められる者
- (2) 空き家に定住し、経済、教育、文化若しくは芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できると認められる者
- (3) その他市長が適当と認める者

(利用の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消す。

- (1) 利用希望者が第8条第2項各号に該当しないこととなったとき。
- (2) 情報を利用し空き家を得ることが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用申込書の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が適当でないとしたとき。

(交渉の申込み)

第10条 空き家バンクの情報提供に基づき、空き家の利用に係る交渉を希望する利用希望者は、香美市空き家バンク物件交渉申込書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)に必要事項を記入し、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合は、希望する空き家の物件登録者及び担当不動産業者にその旨を通知するものとする。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 市長は、物件登録者と利用希望者との空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約(以

下「交渉等」という。)について、直接これに関与しないものとする。

- 2 市長は、前項の媒介する行為については、担当不動産業者に依頼する。
- 3 交渉等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月27日から施行する。